

令和5年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和5年3月7日 午前10時00分 開会
午後 2時17分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松林謙司 10番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について

- 日程第4 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 議第1号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第2号 葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第3号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第4号 葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第6号 葛城市体育館条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第7号 葛城市運動場条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第8号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第9号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第11号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第12号 葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第13号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第14号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第19 議第15号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第20 議第16号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第17号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第22 議第18号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第23 議第19号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第24 議第20号 令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第25 議第21号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第22号 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和5年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和5年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますのでご承知おきください。

また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。

また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和5年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には令和5年度当初予算をはじめ、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第32までの29議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました2つの委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。

まず初めに、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 おはようございます。當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長報告を行います。議長のお許しをいただきましたので、閉会中に開催されました審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和4年12月27日火曜日午後2時30分から開催し、當麻複合施設整備基本計画ワークショップの結果について報告を願いました。

理事者からは、複合施設整備の検討に至った経緯の説明の後、ワークショップを3回実施し、1回目は令和4年10月16日に、地域の特徴を確認しようをテーマとして30名が、2回目は同年11月13日に、出会いの場を検討しようをテーマとして37名が、そして3回目は同年12月11日に、施設機能案を検証しようをテーマとして34名が参加しました。参加者からは、もっと市民の意見を聞く場を設けてほしいといった意見や、図書館の在り方が変化することに対する不安の声、子どもや若い世代が使う気になる今までにない場を期待する声があった。また、中学生や大学生の参加もいただき、若い人の意見もいただいた。全ての意見を反映す

ることはできないが、最大限に思いを酌み取りたいとの報告がありました。

この報告を受け、委員からは、テーマを決めてワークショップを実施されているが、主催者側として一定の答えを導き出そうといった想定はしていたのか。また、不安の声に対して、基本計画をまとめる前に、補完するようなワークショップを開いて聞く場を持つ必要があるのではないかという問いがあり、広く市民の声を聞くことが目的であって、事前に答えを想定したものではない。また、基本計画策定後の設計の段階でも、市民の声を聞くことを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、ワークショップが進むに従って、今の當麻文化会館のスペースではホール、図書館、庁舎等の機能が収まりきらないという意見を頂戴しているが、今後どうしていくのか。また、ホールや図書館の面積は現状のままとなるのかという問いがあり、複数の施設が1つに集まることで、どうしても縮小となる部分はあると思うが、会議室と公民館機能でも共用できる多機能、可変性のある部屋を検討することによって、1つの施設に収まるよう考えている。また、當麻文化会館のホールは現在500席だが、アンケート結果でも使用率が低いとあったので、ホールの席数の最適化を考えている。図書館についても、現状そのまま複合化施設に持ってくるのは厳しいと思うが、増床も考えた上で検討していきたいとの答弁がありました。この答弁を受けて、複合化の検討、議論が進み、予算も使ってきている。ワークショップに参加された方から、いろいろ意見があったと伺っているが、そういった意見を精査し、積み上げ、市民の方へ説明していかなければ、うまく進んでいかないと懸念している。どこまでをどういうふうに進めていくかをしっかりと示していただきたいという意見がありました。

また、今後のスケジュールはという問いに対し、令和5年2月23日に市民説明会を予定している。令和4年度に複合化整備基本計画の策定、令和5年度から令和6年度にかけて設計を行い、令和6年度から令和7年度にかけて工事施工を予定しているとの答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告とさせていただきます。

梨本議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議会改革特別委員会委員長の西川善浩でございます。今、議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会につきまして、1月23日午前9時30分より開催し、議員定数、議員報酬、政務活動費について協議を行っております。昨年10月12日の協議会、また、11月4日の委員会において、葛城市議会の将来的な議会の在り方、また、議員としての姿を考える上でも、まずは作業部会をつくり、類似団体も含めた一定のエビデンスを基に、一旦現在の葛城市議会の状況を報告書にまとめ、今後どのようにするのかを改めて協議することを確認いたしました。これを踏まえ、作業部会をつくるに当たり、どのようなメンバーで構成するのがよいかと協議

をいたしました。

委員から、作業部会のメンバーについては、実際の数字などの細部についてもまとめる必要があるため、あまり人数が多過ぎても進めにくいので、5名程度が適当ではないかという意見があり、議会改革特別委員会委員長、同副委員長、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、そして議会運営委員会委員長の5名で構成することに決定をいたしました。

今後作業部会においては、目的や調査する項目を明確にし、必要であれば、議会改革特別委員会に報告するとともにフィードバックし、委員会としての意見をしっかりと反映した報告書を遅くとも次の役員改選までには作成することを確認いたしました。

以上、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についての報告といたします。

梨本議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告案件、条例改正、一般会計及び特別会計におきます令和4年度補正予算並びに令和5年度当初予算など、合計29件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様一人ひとりにとりまして、住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員全員が一丸となって努力をしてまいる決意でございます。後ほど、令和5年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

梨本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、松林謙司議員、10番、谷原一安議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから令和5年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から令和5年度施政方針がございます。

次に、日程第4、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第5、議第1号から日程第17、議第13号までの条例の一部改正13議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託をし審査を願います。総務建設常任委員会には議第1号及び議第2号の2議案、厚生文教常任委員会につきましては議第3号から議第13号までの11議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第14号の奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、厚生文教常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第19、議第15号から日程第23、議第19号までの補正予算5議案と、日程第24、議第20号から日程第32、議第28号までの新年度予算9議案の予算関係14議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、今回の予算特別委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願い申し上げます。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期については、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日3月7日から27日までの21日間とし、8日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。9日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。10日午前9時30分より総務建設常任委員会、13日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。15日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係の付託議案の審査をお願い申し上げます。16日と17日は午後1時から、20日と22日は午前9時30分から予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。23日と24日は予備日といたします。27日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各常任委員会委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託をされました議案につきまして、各委員長より審査結果についてご報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については、以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願い申し上げます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

梨本議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から27日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から27日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和5年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和5年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様方のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。ここに新年度の当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様及び市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。WHOが新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を出してから3年が経過いたしました。この間、市民の皆様の生命と健康をお守りすることを第一に取り組んでまいりました。現在、国におきまして、5月にその取扱いを、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に変更するとの考えが示されており、徐々に社会全体が感染拡大前の日常に戻りつつあると受け止めているところでございます。一方で、今後の変異株の状況や感染拡大の動向等については、依然予断が許されない状況にあることから、引き続き、国の動向を注視しながら、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するなど、安心・安全なまちづくりに向け、迅速に対応してまいり所存でございます。適切な感染症対策を講じながら、皆様の幸せな日常生活、活気ある葛城市を取り戻していくべく、復興作業にシフトしてまいります。

次に、當麻庁舎周辺エリアの再編についてでございます。令和4年度は、當麻庁舎の危険性を排除するため、建物の除却を行い、並行いたしまして、當麻庁舎周辺施設の複合化に向けた基本計画を策定しているところでございます。新年度におきましても、引き続き當麻庁舎周辺施設の複合化に向けた設計を行うとともに、庁舎跡地の利活用につきましても、民間活用を含め、検討を進めてまいります。

続いて、待機児童対策についてでございます。老朽化が進んでおります磐城第1保育所におきましては、令和6年4月をめどに、磐城認定こども園に運営を統合いたします。これに伴いまして、磐城認定こども園保育室の環境整備を行い、特に園児への給食につきましては、安全でおいしい給食を提供できるよう、調理室を整備し、更なる保育環境の向上を図ってまいります。また、民設民営による認定こども園を當麻小学校区内に誘致し、令和6年4月をめどに開所を予定しているところでございます。これにより、當麻第1保育所での受入れ園児を段階的に縮小し、令和10年3月末で閉所させていただく予定でございます。また、潜在保育士等再就職支援・登録事業を実施するとともに、保育士派遣業務委託を行い、保育士の確保に努め、保育ニーズに対応するとともに、市内私立保育園や認定こども園、小規模保育所との更なる連携を図るなど、待機児童の解消に努めてまいります。

続いて、災害対策についてでございます。昨今の異常気象によるゲリラ豪雨や、線状降水帯の発生は、地域に大規模な浸水被害をもたらすとともに、場合によっては人命にも危険が及ぶことが想定されます。市民の皆様方の生命と暮らしを守るため、ハード事業とソフト事業の両面から災害対策を講じてまいります。ハード面におきましては、防災重点ため池である勝根池の耐震補強工事を進めてまいります。また、ため池貯留事業につきまして、林堂新池や林堂古池の2か所を改修してまいります。一方、ソフト面におきましては、ゲリラ豪雨時等の水路越水による道路冠水や家屋等への浸水被害を最小限にとどめるべく、簡易設置型止水板を用いた水防対策を行ってまいります。また、地元の協力を得て、ため池の低水位管理をしていただくことで、総合的な治水対策にも取り組んでまいります。

続いて、環境問題についてでございます。ゼロカーボンシティ宣言に基づく取組の一環といたしまして、地域の再生可能エネルギー目標と脱炭素への意欲的な取組計画を策定し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。また、行政でできることとして、施設の省エネルギー化により、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現に努めるため、ESCO事業を活用しながら、学校施設の照明設備のLED化を実施するとともに、火葬場におきましても、更新を機に照明設備のLED化を実施してまいります。また、いきいきセンターにおきまして、温室効果ガス削減効果の高いコージェネレーションシステムを導入してまいります。

続いて、水道事業についてでございます。水道事業につきましては、本市は県域水道一体化に参加せず、単独経営を継続することといたしました。これにより、葛城市水道事業ビジョンを見直し、今後の水道事業におきまして、安全・安定供給、より効率的で安定的な経営を行ってまいります。また、引き続き、原水確保に関係地域のご理解ご協力をいただきながら、県営水道からの受水を行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給に努め、各浄水

場の設備更新につきましては、各浄水場の老朽度調査を基に策定した補修整備計画に基づき、計画的に実施していくとともに、管路の老朽化による漏水、にがり水対策として、耐震管への布設替えを順次進めてまいります。今後、葛城市水道事業ビジョンの見直しにより、諸費用の大幅な増加が見込まれる場合は、水道料金の見直しも検討してまいります。

続いて、葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくりについてでございます。葛城インターチェンジ周辺エリアにおきましては、滞在型観光の創出と広域観光の促進により、奈良県の西の玄関口としてエリアの活性化と観光によるまちづくりを展開してまいります。奈良県社会教育センターの跡地利用につきましては、葛城市のまちづくりの重要事業と考え、宿泊施設の誘致に向けて、県との協力体制を維持しながら推進してまいります。また、道の駅かつらぎ周辺におきましては、PRイベントの実施により、市の魅力を県内外へ発信するとともに、奈良県中南和の観光拠点として、インフォメーション機能を充実させてまいります。東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している住みよさランキング2022におきまして、本市は全国30位、近畿地区では2位、奈良県では1位、さらに、本ランキングの子育て編におきまして、全国で38位、大阪圏では1位という高い評価をいただいております。また、県内市町村におきまして、人口の減少が進んでいるにもかかわらず、本市は人口の増加を続けております。この結果は、本市が取り組んできた政策の成果であると考えており、これからも「市民第一の住みよいまちづくり」を根底に据えつつ、「教育環境の充実と子育て支援」「高齢者の医療福祉の充実」「尺土駅開発と産業の活性化」「堅実な財政への改革と健全化」「市民の生命・財産を守る災害対策」「利権政治からの脱却」「環境にやさしい葛城市」を変わらぬ政策の軸として事業に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

1. 調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築。

地域福祉の推進です。令和4年10月に奈良県と、いわゆる福祉の奈良モデルの協定を締結し、福祉における地域の様々な課題に、協働・連携して取組を進めております。地域に暮らす全ての人が支え合いながら、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をとともに創っていく地域共生社会の実現に向け、多様な分野との連携による地域づくり、共生の文化が広がるまちづくりを推進してまいります。

地域ケア会議推進事業であります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくために、地域での互助意識を広げてまいります。地域ケア会議を積極的に開催し、高齢者を取り巻く関係者が一堂に会することで、顔の見える関係を構築するとともに、多様化する個別課題の解決策や地域課題の発見、地域での包括支援策の模索や資源開発など、高齢者への支援策を検討し、実施してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業であります。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態などにある高齢者の自立促進や重度化予防を一層推進してまいります。介護予防リーダーの育成を継続し、地域での通いの場となる自主運動教室の立ち上げと活動の継続を引き続き支援します。また、新年度には、高齢者の体力

測定を専門の指導スタッフが行うことで、高齢者の体力維持や認知機能の向上を図るなど、いつまでも健康で生き生きとした暮らしが続けられることを目的とした事業を展開してまいります。

介護保険事業でございます。新年度は、令和6年度から始まる葛城市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定してまいります。令和4年度中に行いました高齢者の生活実態や介護保険及び高齢者施策に対するニーズ調査を更に分析し、地域の実情や特性を生かした計画の策定を進めてまいります。

障がい福祉の充実でございます。新年度は、第7期葛城市障がい福祉計画及び第3期葛城市障がい児福祉計画を策定いたします。障がいの有無にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりの実現に向け、本市における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備、サービスの見込み量を設定し、支援体制の計画的な整備の方向性を示してまいります。また、令和5年4月に、手話言語条例を施行することに伴い、手話への理解をはじめ、あらゆる障がいに対する理解促進について、より一層努めてまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業についてであります。特別な支援を要する子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで、切れ目のない支援を行うことを目的に設置した子ども・若者支援地域協議会を中心に、教育、保健、福祉、労働などの関係機関が連携して、引き続き支援を行ってまいります。新年度には、こども家庭庁が発足し、令和6年度には、市町村に、児童福祉と母子保健の一体的な相談を行うための、こども家庭センターの設置が求められており、検討を進めます。また、乳幼児健康診査時には、引き続き、臨床心理士が同席して相談に当たることで、こども・若者サポートセンターでの子育て発達相談につないでまいります。この子育て発達相談を土曜日にも実施し、支援の充実につなげてまいります。

人権の尊重についてであります。様々な人権課題が顕在化する中、誰ひとり取り残されることなく、互いの人権を尊重し合う社会の実現のためには、人権尊重の視点に立った行政を推進することが重要です。また、市民一人ひとりが人権を自分自身の問題として気づき、理解し、当たり前のように命と人権が守られるよう、講演会や市民講座等の人権教育や啓発を継続して行うとともに、関係機関や団体などと連携し、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画事業の推進についてであります。第2次葛城市男女共同参画基本計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を払拭し、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画のまち」を目指して、男女共同参画社会の推進に努めてまいります。特にDVは、弱い立場にある女性や子どもの人権を侵害し、重大な影響を及ぼします。女性の悩みに寄り添う相談事業とともに、パープル・オレンジリボンバッジの着用を促進し、DVと児童虐待の防止の啓発を行ってまいります。

生活困窮者自立支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響による家計の逼迫などで、生活に不安を抱えている方々に対して、専門職員が相談者に寄り添い、ほかの関係機関と連携して、自立に向けて切れ目なく生活再建まで包括的に支えてまいります。さらに、社会との関わりに不安があるなどにより、就労することが困難な方に

対しましては、一般就労に向けた基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会についてであります。就業支援策として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、企業と求職者のマッチングの場を創出するとともに、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着率の向上を図ることを目的に、合同企業説明会を開催いたします。また、求職者におきましては、職種や勤務体系等についての選択肢の増加が、企業におきましては、よりよい人材の確保が図れるよう、御所市、五條市と共同で個別相談を実施し、求職者の支援を行ってまいります。

(2) 豊かな自然の保全・継承。

循環型社会形成の推進についてです。プラスチック製容器包装の分別は、市民の皆様のご協力で順調に進んでおり、今後は、その他のプラスチック使用製品のリサイクルに向け、検討してまいります。また、より一層ごみの減量化を図るとともに、環境啓発を行うことで、循環型社会形成に向けて取り組んでまいります。

各種森林・林業施策についてであります。危険木等の伐採を行うとともに、地籍調査が行われていない山林部の地番図作成を行い、今後の間伐等の事業に役立つ調査を行ってまいります。また、乳幼児期から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心を育む木育推進事業につきまして引き続き取り組んでまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業についてであります。長寿命化計画に基づき、都市公園施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により公園利用者の安心・安全を確保してまいります。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用についてであります。歴史文化遺産を守り後世に伝えるため、市内各所の国宝や重要文化財などの指定文化財の保存修理事業、防災・防火事業等に対する助成や、史跡の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査を実施してまいります。また、歴史博物館では、地域の多様な歴史文化を知っていただくために、季節ごとに展示会を開催し、総入館者数10万人の達成を目指してまいります。

危険空家等の解体工事補助事業についてであります。老朽化した危険な空き家の発生を未然に防止し、地域の安全性の向上に資するため、市内における防災・防犯上危険な空き家の解体工事に係る費用の一部に対する補助を引き続き実施してまいります。

移住・定住推進事業についてであります。市内への移住・定住の促進を図るため、引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。また、奈良県と共同して、東京圏から市内に移住し、県内で就業または起業する方に対し、移住・就業・起業支援事業を実施してまいります。

2. 壮健・学習～心と身体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。

感染対策を講じた安全な保健事業体制の確保についてであります。各種保健事業は市民の皆様が健やかな暮らしを守り、健康寿命を延伸する大切な事業でございます。特に生後4か

月から3歳6か月までの間に実施する乳幼児健診は、子どもの健やかな育ちを見守り、保護者のサポートをする場でもあります。また、特定健診・がん検診も、疾患の早期発見、重症化予防を図るためには、より多くの方に受診していただくことが重要です。これらの健（検）診につきまして、安心・安全に受けていただけるよう、ウェブを活用した予約制の活用等、引き続き感染対策を講じて実施してまいります。

健康づくり・食育の推進についてであります。新年度は、第3期葛城市健康増進計画及び第2期葛城市食育推進計画、両計画の最終評価と次の計画策定の時期となります。これらの計画では、本市の健康づくり・食育に係る課題を明らかにしながら、市民一人ひとりが地域で生き生きと暮らせるよう、市民、地域、行政が一体となり、具体的な施策や目標を定めてまいります。

認知症地域支援・ケア向上事業についてであります。認知症の方やご家族などが安心して在宅での生活を送ることができるよう、認知症予防教室や認知症カフェへの継続的な支援を行っていくほか、徘徊高齢者等による事故への損害賠償保険に加入し、万が一に備えるなど、環境整備を引き続き行ってまいります。新年度は、認知症に対する機能低下予防に特化した短期集中サービス事業も展開してまいります。

生活支援体制整備事業についてであります。地域での互助を推進し、高齢者の生活支援サービスの体制整備を進めることを目的として、生活支援コーディネーターを配置しております。有識者、民生委員、区長会の代表者などで構成される市内全域を対象とした第1層協議体、地域の有志の方々と構成される中学校区の地域を対象とした第2層協議体を設置し、社会福祉協議会とともに、地域での支え合い、助け合いを目的とした仕組みづくりを支援し、高齢者の積極的な社会参加や介護予防の推進を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成事業。子どもの健康保持及び福祉の増進を図り、必要とする医療を安心して受けることができるよう、助成の対象を高校卒業までとし、取り組んでいるところでございます。また、未就学児につきましては、現物給付方式を採用しており、窓口におきまして、一部負担金を支払うだけで医療サービスを受けられることにより、経済的負担が減り、子育て家庭への支援の一助になっているものと考えております。今後も、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭の福祉の増進を図るため、福祉医療制度を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度についてであります。国民健康保険につきましては、安定的な運営が図れるよう、県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体となっており、令和6年度には、同じ世帯構成、所得水準であれば県内どこに住んでも保険料水準が同じとなる県内保険料水準の統一が図られます。本市におきましては、第2期保健事業実施計画・第3期特定健康診査等実施計画の計画期間が最終年度を迎えることから、最終評価と次期計画の策定を行い、また、新年度中に高額療養費の支給方法を変更し、自動振込を可能にするなど簡素化を図り、引き続き保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業の充実など、皆様に身近できめ細やかな業務を担ってまいります。後期高齢者医療制度につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合と緊密に連携を図りながら、市民の皆

様が安心して医療サービスを受けることができるよう注力しております。また、今後も増加していくと推測される被保険者数及び医療費に対応し、安定的な制度運営を行うため、医療費適正化事業や保健事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

いきいきセンター改修事業についてであります。建築後43年が経過し、老朽化が著しい、いきいきセンターにつきましては、誰もが快適に利用していただけるよう、長寿命化を図りつつ、利用者の利便性の向上や安全面にも配慮し、加えて指定避難所機能を強化する改修を行い、たくさんの高齢者の方が集える施設へと生まれ変わるよう取り組んでまいります。

(2) 教育・学習による未来の市民づくり。

葛城市未来人材教育事業についてであります。本市の未来を担う子どもたちが、様々な施設を見学し、学校ではできないことを親子で体験できる機会を創出するとともに、見学先の法人や組織、学術機関、先端技術の研究機関などに関わりを持つことで、産官学の連携を広げていけるよう努めてまいります。

こども・若者支援事業についてであります。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど社会的に困難を有する子ども、若者を支援するため、ワンストップ総合相談窓口として、こども・若者サポートセンターが切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続いて行ってまいります。新型コロナウイルスの影響により、人との接触機会が減少し、全国的にも不登校児童・生徒の増加が社会問題化しております。本市では、この間も、GIGAスクールのタブレットを活用したAI相談システムなど、相談機会の多様化にも努めてまいりました。新年度は、不登校傾向にある児童・生徒への家庭訪問など、アウトリーチにも力を入れてまいります。

保育所事業についてであります。病児保育事業では、大和高田市及び香芝市との協定により、2か所の病児保育所を設けることで、利便性の向上を継続してまいります。一時預かり事業や延長保育事業、保育補助者雇上事業につきましても、引き続き実施し、保育サービスの安定供給を図ってまいります。

児童福祉総務事業についてであります。第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度に終了することに伴い、新年度から令和6年度にかけて、第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画の策定に着手いたします。子育て世帯の皆様にとって、より住みやすいまちとなるよう、充実した内容の計画を目指し策定を進めてまいります。

妊娠期からの包括的支援の充実についてであります。新年度は、母子健康手帳交付時から実施する伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援も一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施してまいります。特に、産後の育児に不安や戸惑いを感じる母親を対象に、宿泊型と通所型で実施しておりました産後ケア事業に訪問型を追加し、支援体制の一層の充実を図ってまいります。

学校・地域パートナーシップ事業についてであります。地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域の教育力の向上を目的に、活動の中心的役割を担う各小・中学校に配置された地域コーディネーターとPTAや学校支援ボランティアの皆様とともに、各地

域の特徴を生かした学習支援活動、生活・安全支援活動、環境整備支援活動等を引き続き実施してまいります。

学校施設各所工事についてであります。学校生活を安心・安全に過ごせるよう市内学校施設の改修・整備をこれまでから計画的に進めております。新年度は、新庄中学校におきまして、老朽化した既存擁壁の改修工事を、白鳳中学校におきまして、校舎の長寿命化改修工事を実施してまいります。また、児童・生徒の健康維持と学習に集中できるための環境整備といたしまして、洋式化を含めたトイレ改修を新庄北小学校、白鳳中学校で実施してまいります。

学校情報化推進事業についてであります。子どもたち一人ひとりが、個別最適化された学びにより、個々の能力や資質の向上を図ることができる教育ICT環境を実現するため、新年度は小学校1年生、2年生の普通教室に電子黒板を配備するとともに、デジタル教科書、教材などのデジタルコンテンツの活用を促進し、子どもたちのICT機器の活用能力を高め、確かな学力の育成に努めてまいります。

学校給食事業についてであります。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え、おいしく楽しい給食となるよう調理や献立を工夫し、アレルギーにも考慮しながら、栄養バランスの取れた魅力ある給食を提供してまいります。また、食材に葛城市産ヒノヒカリを使用するほか、地元の新鮮な野菜等を使った郷土料理を積極的に献立に取り入れるよう努め、地域の自然・文化・産業等に対する理解と生産者の努力や食への感謝の気持ちが育まれるよう、学校給食を通じて地産地消と食育の推進に努めてまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。

芸術文化振興事業についてであります。芸術文化を身近に味わい楽しむ土壌を醸成することで、市民の皆様の芸術文化への興味関心を引き出し、また、芸術文化に触れることの喜びから生まれる豊かな知性や情操を育み、市民生活の向上を図ります。また、本市の芸術文化振興に活躍が期待される方への支援を行います。

学術・文化活動の振興についてであります。中央公民館、當麻文化会館では、市民の皆様の学習拠点として教育、学術、文化向上のための教室・講座の開催や、多様な学びを通じた交流支援のための地域分館活動、その輪を広げての仲間づくり等交流の機会を提供する移動講座など、充実した生涯学習活動の支援に努めてまいります。

文化会館におけるイベントについてであります。文化会館では、芸術文化活動を通じて心を豊かにし、人生を彩る一助となるよう、幅広い世代の方々に楽しんでいただける音楽や演劇、講演会等の事業を企画・開催し、市民の皆様に感動や安らぎをもたらす質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供してまいります。

知的な出会いの場の提供についてであります。赤ちゃんから高齢者まで全ての世代が読書を通じて読む楽しさや知る喜びを実感できるよう、資料の充実を図るとともに、地域の情報の拠点として市民の皆様の暮らしに役立ち、誰もが気軽に利用できる図書館を目指します。また、市民の皆様が自らの生き方を豊かなものにするために、生涯を通じて学ぶ機会となる様々な講座を開催するほか、子どもたちに本の楽しさを伝えるため、ボランティアや学校と

連携しながら、本への興味に結びつく行事を実施してまいります。

3. 活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。

「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業についてであります。公共施設、鉄道駅、病院、商業施設などをつなぐ地域の生活交通を確保するため、「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業を引き続き行ってまいります。また、公共交通の利用者数がコロナ前まで戻っていない現状を踏まえ、新しい生活様式でのコミュニティバスの利用促進を図るため、引き続き乗車料金の無償化を行ってまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業についてであります。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者をはじめ市民の皆様の円滑な移動と安全が確保できるよう、特にエレベーター設置について、早期の事業完了を目指し、取り組んでまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様の円滑で安全な移動を確保するため、JR大和新庄駅北側の架道橋道路を令和6年4月開通予定として進めており、道路拡幅工事につきましても、早期の事業完了を目指し、引き続き推進してまいります。

社会資本道路改良事業についてでございます。市道新町・柳原線は、はじかみ工業団地の中心部を横断し、県道榎原新庄線と市道笛堂・薑線を結ぶ本市の工業地域における人や物の流れを支えるための重要な路線であり、早期の事業完了に向け推進してまいります。また、地域交通の安全確保を目的として、兵家・南今市線と県道御所香芝線との交差点改良事業を進めてまいります。

橋梁定期点検事業・道路新設改良事業についてであります。道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、橋梁の計画的な維持・管理に取り組み、橋梁定期点検事業の調査により、危険度が比較的高いと判定された橋梁につきましても、早期の修繕に努めてまいります。また、道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを常に良好な状態に保ち、市民の皆様の安全を確保してまいります。

下水道事業についてであります。下水道事業につきましては、地方公営企業法適用後初めてとなる経営戦略の見直しを行い、経営状況の的確な把握、更新投資の合理化、財政見直し等による経営基盤の強化を図り、将来にわたって安定的な下水道事業の実施に努め、既存の管渠等につきましては、計画的に調査、診断を行うことで、老朽化状況を把握し、計画的かつ効率的に管理してまいります。引き続き水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上に努めてまいります。

(2) 産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策についてであります。農業施策につきましては、日本型直接支払制度として農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7大字からなる葛城山麓地域協議会を母体とした葛城山麓棚田振興地域協議会へ交付しております中山間地域等直接支払交付金の活動である棚田地域振興活

動として、耕作放棄地の発生防止活動等を支援してまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等についてであります。中小企業資金融資制度や中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、経営の安定化を図ることで、地域経済の振興を図ってまいります。また、保証協会や金融機関から経済状況等の情報収集を行い、更なる利用者の拡大を図れるよう検討してまいります。加えて、本市の創業支援等事業計画におきまして、特定創業支援等事業者に位置づけられております商工会や奈良県よろず支援拠点との連携も密にしながら、商工業者の支援を行ってまいります。さらに、中南和広域での事業者支援を行うビジネスサポートセンターであるココビズへの相談事業により、販路の拡大や商品開発等のサポートを受けることができるよう推進してまいります。

工業系ゾーンの推進についてであります。新村工業系ゾーンは、県中南部における工業地域の中心地に位置し、北には南阪奈道路や国道24号線大和高田バイパス、南には京奈和自動車道がある恵まれた物流環境により、工業ゾーンとして非常に高いポテンシャルを有する地域です。南側近隣地におきましては、奈良県により御所 I C 周辺産業集積地造成事業が進められており、相乗効果による更なる発展が期待されております。ゾーン内の道路整備のため、市道新町・柳原線につきましても、拡幅事業を進めてまいります。また、奈良県の補助金を活用し、新村工業系ゾーンを産業用地として創出するための基本計画を策定しているところでごさいます、今後も、奈良県と連携して企業誘致を進めてまいります。

近隣地域との観光施策の連携についてであります。近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、日本遺産を活用するため大阪府・奈良県及び街道沿いの10市町村で構成される竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会、及び大阪府、奈良県、和歌山県及び20市町村で構成される葛城修験日本遺産活用推進協議会、大阪府、奈良県、和歌山県及び10市町村で構成されるダイヤモンドトレール活性化実行委員会など、構成自治体とともに相乗効果が発揮されるよう広域観光促進に力を入れてまいります。

相撲館事業についてであります。宮城野親方（元・横綱白鵬）に観光大使に就任していただいたことを契機に、「相撲発祥の地・葛城市」の国内外への更なる発信に努めます。さらに、ほかの観光地にはない相撲をコンテンツとしたイベントを催し、大和まほろば相撲連絡協議会とも連携し、広域での相撲振興に取り組んでまいります。

ちゃんこコンテスト事業についてであります。道の駅かつらぎには、毎年100万人を超える方が来場されています。来場者に、「相撲発祥の地・葛城市」を知っていただくために、相撲と結びつきの深い食べ物であるちゃんこを取り上げ、かつらぎちゃんこ銘を打って、広くPRしてまいります。また、食を切り口としたPRをすることにより、相撲発祥の地を身近に感じてもらえるよう、道の駅かつらぎの多目的広場にて、ちゃんこコンテストなどのイベントを開催し、にぎわいを創出してまいります。

西の山の辺の道事業についてであります。二上山、葛城山の麓にあるたくさんの観光資源や自然豊かでのどかな風景が残る山裾の道を観光してもらうために、天理市、桜井市にまたがる山の辺の道に着想を得た、西の山の辺の道のルート策定・整備を進めてまいります。香

芝市、葛城市、御所市、五條市をつなぐ全長約30キロメートルに及ぶこの道を近隣市町村と連携、PRすることで、コロナ禍におきまして増えたハイカーを呼び込み、本市の更なるアピールに努めてまいります。新年度は、本市内にPR看板の設置を進めてまいります。

登山道整備計画策定。葛城山、二上山の登山道には、老朽化や自然災害等により、荒廃して利用者にとって危険な箇所がたくさんございまして、段階的にこれらの箇所の改修工事を行うため、新年度は、登山道整備計画を策定してまいります。

(3) 安心・安全な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化についてであります。各大字の自主防災組織との連携強化を図るとともに、地域防災力の充実強化のため、自然災害等の発災時に地域におけるリーダーとして活動いただく防災士への支援や、地域防災マップを活用し、自助・共助の精神が培われた自主防災組織の活動支援を引き続き行ってまいります。あわせて、災害発生時には、自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

災害・火災等発生に対する備えについてであります。市民の皆様の生命や財産を災害から守るため、減災の観点から関係機関との適切な役割分担や、相互の連携協力が迅速に実現できるよう災害応援協定の充実を図るとともに訓練等を行ってまいります。また、火災対策といたしまして、葛城消防署や各大字との協議を行い、消火栓等の設置を計画的に進めるとともに、水防対策につきましても、災害装備品の充実、強化に努めてまいります。災害等の発生時におきましては、全世帯対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、防災情報を確実にお伝えし、誰ひとり取り残さないよう情報伝達体制の強化や、支援体制の充実を図ってまいります。

農村地域防災減災事業についてであります。老朽化に伴う機能低下により、災害時に損壊のおそれが生じているため池等の農業水利施設につきまして、被害発生を未然に防止するため、新年度は、ため池耐震性調査1か所、そして、ため池劣化状況調査5か所を実施してまいります。

建築物耐震改修促進事業についてであります。地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止や道路等の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度を引き続き実施してまいります。また、既存木造住宅耐震診断助成事業や既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業につきましても、引き続き実施してまいります。

交通安全施設整備事業についてであります。市道等における通行車両や歩行者の安全性、利便性を確保するために、カーブミラーやガードレール、転落防止柵や区画線等の設置を行ってまいります。また、児童・生徒の通学路の安全確保のため、グリーンベルトの設置や、危険箇所の安全対策を引き続き行うとともに、新たに立体的に見える路面標示であるイメージジャンプの敷設により、通行車両のスピードダウンにも取り組んでまいります。

児童の登下校等に伴う安全の確保についてであります。児童の登下校時等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交

通対策協議会等の皆様による交通安全意識の向上を目的とした啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故多発地点等の危険箇所につきましては、啓発看板の設置や交通指導員等による定期的な巡回を行い、交通事故の抑制に努めてまいります。

特殊詐欺等防止対策の強化についてであります。不審電話による特殊詐欺被害防止を目的に、新たに特殊詐欺防止対応電話機の購入費用の一部を補助することで、詐欺被害対策に努めてまいります。

消費生活相談事業についてであります。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を御所市との広域連携により引き続き実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、特に若者の消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

4. その他。

ふるさと応援寄附事業についてであります。本市の魅力や地元特産品のPRにふるさと納税制度を活用し、本市を応援する寄附者を全国から広く募ってまいります。既に実施しているポータルサイトへの掲載や寄附金額の設定の見直し、返礼品の拡充や事業の委託により、寄附金額・寄附件数とも増加しており、新年度もより多くの方の目に留まるよう、返礼品の拡充・開拓に努めながら、本市の魅力発信と地域産業の振興に取り組んでまいります。

個人番号カード関連事業についてであります。国は安全・安心で利便性の高いデジタル社会を可能な限り早期に実現する観点から、全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、申請率は全国レベルで7割に達したと伺っております。本市におきましては、全国平均を上回る申請率となっており、今後もマイナンバーカードを取得していただくために、引き続き開庁時間外や休日の窓口対応など、柔軟に対応してまいります。

スマート自治体推進事業についてであります。国の自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、デジタル技術等を活用した住民の利便性の向上や業務の効率化を図った行政サービスの向上を推進するため、自治体の情報システムの標準化や共通化、マイナンバーカードの活用、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の強化等に取り組んでまいります。

友好自治体交流事業についてであります。友好自治体につきましては、これまでの関係を踏まえながら、それぞれのニーズに合わせた形で調整を行い、友好と交流を深め、地域の活性につなげてまいります。

国際交流事業についてであります。市全体として、国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であるとの認識の下、国際交流活動の推進や観光インバウンドの促進のため、既にアプローチした団体との交流を引き続き推進してまいります。

係長制度の導入についてであります。管理職を含め、職位ごとの主な役割を明確にしつつ、課長補佐と主査の間に係長職を創設することで、組織力の強化を図るとともに、若手から活躍できる場をつくります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。皆様のご意見を伺いながら自主財源の安定的な確保に努め、歳出を見直し、財政の健全化を維持しながら、市民の皆様が必要とする行政サービスを提供してまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げます、新年度の施政方針とさせていただきます。

梨本議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。午前11時40分より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時40分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につき報告を求めます。

溝尾副市長。

溝尾副市長 葛城市土地開発公社の令和5年度予算につきましてご報告させていただきます。

予算書をお持ちであればお聞きください。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入は5,069万7,000円、収益的支出は5,017万5,000円となっております。資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入は5,000万円、資本的支出が1億31万1,000円となっております。

4ページをお願いいたします。事業計画書についてでございますが、いわゆる枠取り予算として5,000万円確保させていただいております。

6ページの損益計算書をお願いいたします。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が5,057万6,000円、事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が5,007万5,000円、差引事業総収益といたしまして50万1,000円でございます。一般管理費といたしましては10万円、事業外収益といたしまして、事業外収益合計が12万1,000円でございます。結果、経常利益は、当期純利益とともに同額の52万2,000円となっております。

7ページの貸借対照表をお願いいたします。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が745万7,000円、代行用地が2億578万7,000円、流動資産合計2億1,324万4,000円、資産合計も同額の2億1,324万4,000円でございます。負債の部といたしまして、固定負債の借入金が1億5,750万円、負債合計も同額の1億5,750万円でございます。資本の部といたしまして、資本金合計500万円でございます。準備金といたしまして、前期繰越準備金が5,022万2,000円、当期純利益52万2,000円、準備金合計5,074万4,000円、資本合計5,574万4,000円でございます。負債・資本合計2億1,324万4,000円となりまして、資産合計と同額となっております。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額の附属書類の説明書をもってご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が5,057万6,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして12万円、収入合計5,069万7,000円でございます。

9ページの収益的支出の部でございますが、事業原価といたしまして、代行用地売却原価が5,007万5,000円、一般管理費の経費といたしまして10万円、支出合計5,017万5,000円でございます。

10ページの資本的収入及び支出予算の説明書でございます。収入の部といたしまして、借入金で5,000万円、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,031万1,000円、借入金償還金が5,000万円、支出合計1億31万1,000円でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 報告でございますので、ちょっと確認だけしておきたいというふうに思います。今、ずっとご説明を受けた中で、土地開発公社そのもの自体が規模が小さくなってきたというんか、積極的に土地を先行取得してないなというふうなことがよく理解できたところであります。私も合併当時から議員をさせてもらっている中で、一度ここで議論したことがあるんですけども、土地開発公社予算の中で、この書面からいうと1ページになりますけども、借入金のところ、借入金の限度額を35億円と定めると。これがずっと一緒のままであるという、今、申し上げてるように、かなり前にこの議論したことありますけども、当時、理事者側と申す方がいいんか、土地開発公社の中でも議論をされたように、その時、記憶しています。今までと同じようにやっていくんだというのと、現実に合わせてここを決めているんだというお話をされてたということを知っているんですけども、また戻りますけど、今、副市長の説明の中で、かなり規模が小さくなってきたと。ここを見直す必要が、必要というんか、そういう議論をされているのかどうかですね。いや、これはもう今までどおりいつときますねんと。何かあったときは35億要るかもわかりませんねんというものなのか、いや、形としては、もうこうやってやっていくのが普通ですなと。議論の対象外やというものなのか、そこだけ確認をしておきたいというふうに思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの藤井本議員のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、土地開発公社の現在の固有の土地の状況につきましては、毎年、市の予算要求の時期に合わせて、各課へ、新規土地の取得や買戻しなどの要望につきまして、取りまとめをさせていただいているところですが、ここ3年間具体的な動きはないという状況でございます。そのような中で、土地開発公社が保有する土地を現在、事業として動いておるものと

しては、まず、国鉄・坊城線など事業の動きがあるものもございます。そのような事業が、ある程度めどがつきますと、あとは長期保有の土地もありますので、そのようなことを理事会の中で議論をさせていただいております。今後そのようなことを理事会の中で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、西井覚議員。

西井議員 ただいまの藤井本議員の質問ですが、ここ数年、借入金枠、それでまた、土地開発公社から事業を受け継いだ場合、補助金の問題も当初から国の方針も変わってきていると。その中で借入金枠をそのままにしておくより、やはり先行取得の制度自体が崩壊しつつあるという経済状況の中で、もっと先進的、健全と言うたらなんやけど、一般会計で解決できるように努力する必要性は、我々数年前から感じていると。ただ、今、答弁されたように、いろんな事業自体の終息をめどに考えるんやなく、やはり本格的に考えんなん時代が来ているんじゃないかと。もちろん、土地開発公社の制度になったときには、不動産がいろいろと高騰する時代やから、また必要な事業は先に買うといたらというのが国の施策でもあったと。その施策が変わってきている状況で、今現在、やはりもっと早く考えてもらうべきやというふうに、今の市政全体の中で、開発公社を隠れみのにして健全財政を図るといようなことはされていないという事は理解していますが、やはりそういうふうなことも考えたら、その健全な形というのは、借入金枠をもっと減らすように努力してもらいたいなと思っております。その点について、もうちょっと詳しく方向性を答弁してもらいたいなと思っております。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの西井議員のご質問につきまして、まず土地開発公社の在り方について再度ご質問されたということで、土地開発公社自体の経営につきましては、現在も黒字という形で経営されておりますので、そのような中で土地について、もともとの土地開発公社の目的が土地が上がるという中で先行取得事業をさせていただいたところが、今はもう土地についても落ち着き、一般会計のほうがいいんではないかというご意見だと思います。そのようなことも踏まえまして、水道事業会計から今のところ、借入金として1億5,750万円に予算上はなりますが、先行取得で買いました土地なども市のほうに買い上げいただくなど、いろいろ努力しながら経営状況は健全に努めさせていただいておりますので、今後の土地開発公社の方向につきましてははっきり理事会で議論させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

梨本議長 13番、西井議員。

西井議員 できるだけ、当市の場合は土地開発公社、健全な形でやられているというのは理解しておりますが、その辺、時代の流れで変わっているということ認識してもらってちょっと考えてもらいたいと。

以上でございます。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、議第1号から日程第17、議第13号までの条例の一部改正13議案を一括議題といたします。

本13議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号から議第13号までの13議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第1号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、監査委員の事務部局の職員の定数を3人に増員するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第2号、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、公務能率の維持及び能力・実力主義に基づく人事管理の徹底を図り、公務の効率的な運営を確保するため、職員の意に反して行う分限処分のうち、降給について必要な規定を追加し、その他所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県に納付する令和5年度の国民健康保険事業費納付金に見合う額に税率改正するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれを改正するものです。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、テニスコートの使用料を追加するとともに、受益者負担の観点から、市内に住所を有しない者が使用する場合の使用料を市内在住者等の2倍の額とするなど、使用料の改正を行うものです。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第6号、葛城市体育館条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、受益者負担の観点から、市内に住所を有しない者が使用する場合の使用料を市内在住者等の2倍の額とするなど、使用料の改正を行うものです。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県新庄第1健民運動場等の運動場とテニスコートの使用料を追加するとともに、受益者負担の観点から、市内に住所を有しない者が使用する場合の使用料

を市内在住者等の2倍の額とするなど、使用料の改正を行うものです。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、歴史博物館の設置についての規定を改正するものです。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、安全計画の策定等の義務化、バス送迎の安全管理の徹底に係る規定を設けるものです。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第10号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、安全計画の策定等の義務化、バス送迎の安全管理の徹底についての規定の追加、懲戒に関する権限の濫用禁止規定の削除をするものです。施行期日は本年4月1日でございます。なお懲戒に関する権限の濫用禁止規定の削除につきましては、公布の日から施行となります。

次に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれを改正し、懲戒に関する権限の濫用禁止規定の削除をするものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。なお懲戒に関する権限の濫用禁止の削除につきましては、公布の日から施行となります。

次に、議第12号、葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれを改正するものです。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、議第13号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、本条例の出産育児一時金の額の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本13議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号及び議第2号の2議案については総務建設常任委員会に、議第3号から議第13号の11議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

日程第18、議第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてを議題といたしま

す。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会体制の見直しに関する検討結果を受け、組合議会議員の定数等の変更を行うものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第14号議案については、厚生文教常任委員会に付託し審査願います。

ここで暫時休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第19、議第15号から日程第23、議第19号までの令和4年度補正予算5議案と、日程第24、議第20号から日程第32、議第28号までの令和5年度当初予算9議案の予算関係14議案を一括議題といたします。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第15号から議第28号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第15号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,587万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,096万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、また国の補正予算に伴う補正といたしまして、年度を前倒しして補正予算を計上するもので、農林商工費では団体営土地改良事業、教育費では小学校管理事業及び中学校管理事業でございます。第2条は繰越明許費で、国の補正予算に伴う事業など14事業を繰越しするもので、また第3条は地方債の補正でございます。

次に、議第16号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,228万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,478万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、保険税の減額及び基金積立の追加、並びに不用額の減額でございます。

次に、議第17号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,403万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額と、後期高齢者医療被保険者証再交付事業の補助金の追加でございます。

次に、議第18号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。

本案につきましては、収益的収入の総額に1,761万6,000円を追加いたしまして、収益的収入の総額を7億9,941万2,000円とし、収益的支出の総額に878万2,000円を追加いたしまして、収益的支出の総額を7億8,435万4,000円とするものでございます。また、資本的支出の総額から3,706万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を4億1,436万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、水道使用料の追加、原水不足による県営水道受水費の追加、不用額の減額でございます。

次に、議第19号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、収益的収入の総額に77万2,000円を追加いたしまして、収益的収入の総額を12億1,447万6,000円とし、収益的支出の総額に77万2,000円を追加いたしまして、収益的支出の総額を11億9,653万8,000円とするものでございます。また、資本的収入の総額から2,200万円を減額いたしまして、資本的収入の総額を4億6,982万5,000円とし、資本的支出の総額から2,200万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を8億7,950万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、企業債利息の追加及び不用額の減額でございます。

次に、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は176億5,500万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと11億7,118万円の増となっております。

主な事業といたしましては、いきいきセンター改修事業、磐城認定こども園調理室等整備事業、尺土駅前周辺整備事業、学校施設LED化ESCO事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入予算につきましては、市税で43億3,325万円で、前年度比3.4%の増を見込んでおります。また、地方交付税といたしまして48億5,000万円を計上いたしております。

次に、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は39億2,300万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと

2,100万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億1,183万円、国民健康保険事業費納付金で11億3,423万8,000円となっております。これらの財源には、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額は35億860万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億2,740万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で32億8,464万6,000円、地域支援事業費で1億7,728万2,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は3,380万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと400万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で3,217万円となっております。財源には、介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第23号、令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億5,080万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと6,140万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億467万6,000万円、給食材料費で2億4,121万円、光熱水費で4,753万5,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,570万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと650万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、墓地返還に伴う償還金として642万6,000円、積立金で1,303万1,000円となっております。これらの財源には、霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第25号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,850万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと110万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で648万9,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は6億1,860万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、3,040万円の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で6億1,336万2,000円となっております。財源には、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでお

ります。

次に、議第27号、令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和5年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万5,317戸、年間総配水量は452万4,000立方メートルを予定しております。収益的収入は7億9,664万円、収益的支出は7億7,595万2,000円でございます。支出の主なものといたしましては、県営水道受水費を含む原水費及び浄水費で3億4,648万1,000円、総係費で9,766万8,000円、減価償却費で2億6,650万円となっております。資本的収入は7,145万円、資本的支出は4億2,401万円でございます。不足する額3億5,256万円につきましては、建設改良積立金等で補てんを予定しております。

最後に、議第28号、令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和5年度の業務の予定量といたしましては、水洗化人口は3万5,152人、年間有収水量は383万3,000立方メートルを予定しております。収益的収入は12億810万5,000円、収益的支出は12億88万5,000円でございます。支出といたしましては、営業費用で10億8,495万6,000円、営業外費用で1億1,562万9,000円となっております。資本的収入は4億2,790万円、資本的支出は8億2,537万円でございます。不足する3億9,747万円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本14議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第15号から議第28号までの14議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号から議第28号までの14議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後1時46分

再 開 午後2時15分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、川村優子議員、同じく副委員長、杉本訓規議員、以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、8日、9日、27日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、10日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、13日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、また15日、20日、22日は午前9時30分から、16日、17日は午後1時から予算特別委員会がそれぞれ開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時17分